

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた静岡県立大学の活動指針（2020.5.1現在）

〇レベルの目安

レベル	想定される状況
レベル0	本県で感染者が確認されていない
レベル1	本県で感染者が確認されたが、感染経路が特定（推定）できている クラスターが形成されていない
レベル2	本県で感染経路が特定（推定）できないケースが発生し、クラスターを形成する恐れがある
レベル3	①レベル2に相当する事例が多数発生している ②クラスターが複数発生した ③本県に緊急事態宣言が発令された のいずれかに該当
レベル4	政府が4月16日に13都道府県に位置づけた「特定警戒都道府県」に、本県が指定された
レベル5	学内において感染が確認された

〇具体的な活動指針

【凡例】○：実施可，△：制限有，▲：禁止または強い制限有

 本学の現状

レベル	教育 (講義・演習、実験・実習)	教員・学生の研究活動	学生の正課外活動	事務業務 (事務、技術職員など)	会議	出張・旅行 (全構成員)
0	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	○感染防止に最大限の配慮の上、講義・演習・実験・実習の実施可 ○遠隔授業を積極的に推奨	○感染防止に最大限の配慮の上、研究活動可	○感染拡大防止に最大限の配慮の上、可 ▲合宿・試合・演奏会等は、原則中止又は延期	○感染防止に最大限の配慮の上、通常勤務 △時差出勤の推奨	○感染防止に最大限の配慮の上、対面会議可	○感染防止に最大限の配慮の上、出張・旅行可
2	△対面授業は原則禁止 △原則として遠隔授業	△在宅での研究活動を推奨 △感染防止対策の上、必要最小限の研究活動の継続可	△学内外を問わず屋内での活動の禁止（状況に応じて一部の活動を許可） ▲本学主催・共催の学生対象のイベント等は、原則中止又は延期	△在宅勤務の推奨 △時差出勤の推奨	△可能な限り遠隔会議を推奨 ▲感染防止対策（4㎡/人程度のスペース確保）の上、対面会議可	△不要不急の出張・旅行を自粛
3	▲授業のための登学禁止 ▲遠隔授業のみ実施可	△原則、在宅での研究活動のみ可 ▲継続中の実験・研究資源維持などのために必要な教職員又は大学院生等以外は入構禁止	▲学内外を問わず全ての活動禁止	△半数又は1/3程度の在宅勤務の実施及び時差出勤の活用	△原則、遠隔会議のみ可 ▲4㎡/人程度のスペース確保の上、緊急かつ必要性のある場合のみ対面会議可	▲原則、特定警戒都道府県への不要不急の出張・旅行の禁止。その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛
4	▲授業のための登学禁止 ▲遠隔授業のみ実施可	▲在宅での研究活動のみ可 ▲教員の入構も禁止。ただし、安全確保、研究継続に必要な資産等（生物・精密機器等）維持のための最低限の教職員等のみ入構可	▲学内外を問わず全ての活動禁止（状況に応じて施錠）	▲原則、在宅勤務のみ可 ▲重要案件に関する事務を継続するため、必要最少人数が交替勤務可	▲対面会議禁止 遠隔会議のみ	▲原則として、全ての出張・旅行を禁止
5	入構禁止（遠隔授業、必要最小限の入構のみ認める）					

なお、活動指針は、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。